石川県移住ポータルサイトリニューアル業務委託プロポーザル実施要領

１　目的

　　移住ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」（http://www.iju.ishikawa.jp/）について、現在のサイトよりもさらに詳細な情報を入手できるようにコンテンツの増加や機能追加など「魅力的に」「見やすく」「探しやすい」サイトとなるよう、移住ポータルサイトをリニューアルすることで、より多くの人に対して石川県への移住をＰＲする。

２　委託事業の概要

　（１）業務名：石川県移住ポータルサイトリニューアル業務

　（２）業務内容：「石川県移住ポータルサイトリニューアル業務」仕様書のとおり

（３）委託期間：委託契約締結日から平成２９年３月３１日まで

（４）委託費用：８００千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

３　本プロポーザルへの参加資格

　次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

（１）石川県内に事業所を有する民間企業等で委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。

（２）本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でない

こと。

　（３）石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。

　（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に

規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。

　（５）石川県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税全般について、企画提案書の提出

日現在において未納がない者であること。

４　審査会参加申込書及び企画提案書の提出

（１）提出期限：平成２９年１月２０日（金）必着

（２）応募方法：持参又は郵送（ＦＡＸ、メールでの応募は不可）

（３）提出書類：下表のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 形式 | 部数 | 様式 |
| ① 審査会参加申込書 | Ａ４ | １部 | 別紙 |
| ② 企画提案書　　・企画提案の内容　　・業務実施スケジュール　　・経費の概算見積書（内訳含む） | Ａ４ | ６部 | 様式任意 |
| ③ 参考資料（組織概要、過去の実績等） | Ａ４ | ６部 | 様式任意 |

（４）提 出 先 下記「８　問い合わせ先」に同じ。

（５）留意事項　①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。

　　　　　　　　　②本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。

　　　　　　　　　③提出された書類は、一切返却しないこととする。

　　　　　　　　　④プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

　　　　　　　　　⑤提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製するこ

とがある。

　　　　　　　　　⑥書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

５　審査会の実施

・実施日　　平成２９年１月２４日（火）

・時間　 １社あたり１５分（プレゼンテーション１０分、質疑応答５分）

・パワーポイントなどの電子データを用いてプレゼンを行う場合は電子データを用意すること。

・電子データに関しては原則、企画提案書に沿ったものであること。

・審査会場には、スクリーン、プロジェクター、パソコン、レーザーポインターを準備いたしますが操作環境上、一部自社のものを用いる等の場合はあらかじめご相談ください。

６　審査方法

　（１）審査基準

　　　下記の評価項目に従い、提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、

事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | デザイン性 | 石川県の暮らしのイメージや魅力が伝わるものになっているかなど。 |
| 機能性 | ページ構成等が目的にかなったものになっているかなど。 |
| 利便性 | 利用者が見やすく、使いやすい工夫がされたものになっているかなど。 |
|  | 管理性 | 職員が管理しやすいものとなっているかなど。 |
| 費用対効果 | 見積金額に対する効果が優れているか。 |

（２）優先交渉権者の決定及び選考結果通知

　　①審査会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

　　　なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

　　②選考結果通知は、別途通知する。

　　　通知方法：応募者の代表者（担当者）宛書類にて通知

　　　なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果

に対する異議申し立ては、一切認めない。

７　契約締結について

　　　審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、石川県財務規則に基づいて契約を締結する。

　　　したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

８　問い合わせ先

　　　石川県企画振興部地域振興課（行政庁舎８階）

　　　　　担　当：高橋

　　　　　住　所：〒９２０－８５８０　石川県金沢市鞍月１－１

　　　　　電　話：０７６－２２５－１３１２

　　　　　ＦＡＸ：０７６－２２５－１３２８

　　　　　メールアドレス：m-takahashi@pref.ishikawa.lg.jp